

本日検討する論点について

1. 一段階目の判決において確認を求める事項

(1) 基本的な考え方

- ① 集団的な消費者被害事件においては、共通争点として、
- ・ 学納金返還請求訴訟における契約条項の有効性や、
 - ・ 個人情報流出事件における個人情報の管理体制
- など、事業者側の特定の行為ないし結果に関するものが多いと考えられるところ、
- ・ 法律解釈の困難さ（例えば、学納金返還請求訴訟（資料2）の場合、消費者契約法第9条第1号に規定する「平均的な損害」の意義及び主張・立証責任の所在等）や、
 - ・ いわゆる証拠の偏在（例えば、学納金返還請求訴訟の場合、入学辞退により大学側に生じた損害に関する資料等）

などの事実上・法律上の問題点が相応に存在している。

個々の消費者が自ら訴えを提起する中で、こうした共通争点について主張・立証することは実際上困難なことが多いと考えられることを踏まえると、共通争点を確認することにより、多数の消費者の被害救済を図ることができるとともに、紛争の抜本的解決にも資すると考えることができるのではないか。

- ② また、共通争点を確認する手続において、多数の消費者が当事者となり得る紛争について裁判所が一定の判断を示すこととすることにより、個別の訴えが次々と提起され、別々に審理されるような場合に比べ、
- ・ 裁判所における審理の効率化にも資するとともに、
 - ・ 事業者側にとっても、手続を糾合することで応訴の負担が減少するとともに、紛争の蒸返しの防止を図ることができる（現行制度においては多数の消費者がそれぞれ別個に当事者となり訴訟をすることになり、集合訴訟制度が創設された場合には、集合訴訟の判決の法的効力の如何を問わず、事実上の影響力は強く、集合訴訟の判決と異なる結論を求めて、あえて消費者が訴訟を起すという事態は現在よりも想定し難くなる。）。
- といったメリットがあるのではないか。

(2) 具体例

学納金返還請求訴訟の場合で考えてみると、主たる共通争点としては、

- ・ 「いったん納入した学納金は、理由のいかんを問わず一切返金しない。」

旨の特約（不返還特約）について、消費者契約法第9条第1号により、無効となるかどうか。

という内容が考えられる。

そして、これが確認された場合、消費者としては、個別争点（入学辞退の有無及びその時期等）を主張・立証することにより、返還請求をすることに繋げることができるものと考えられる。

2. 手続追行主体

(1) 1. で検討したところを踏まえると、A案又はB案のいずれの考え方に立つにせよ、手続追行主体として、基本的には、一段階目の手続において、多数の消費者の利益の擁護を図るため、共通争点を確認するという役割を果たすにふさわしい存在は何か、という観点から検討すべきと考えられる。

(2) これに関しては、訴訟物をどのように捉えるかにもよるが、個々の消費者の有する請求権を訴訟物として捉えると、当該請求権の帰属主体が当事者適格を有するのが原則であること（参考1）を踏まえ、当該消費者（学納金返還請求訴訟の場合で考えると、入学辞退者）とすることも考えられるが、当該消費者に代わり、当該消費者から訴訟追行の授権を受けた者とすることも考えられるところである。

他方、共通争点たる法律関係などを訴訟物として捉えると、当該消費者とは別に、そうした共通争点を確認するにふさわしい者とするところも考えられるところである。

(3) また、手続追行主体が一連の手続においてどのような役割を担うかにもよるが、例えば、二段階目の手続においても、審理の効率性を図る等の観点から、一段階目の手続追行主体が消費者の請求を取りまとめることとする場合には、そうした役割を担える存在であることが必要と考えられる。

(4) さらに、制度の活発な利用を図り、実効性を確保するためには、できる限り広く手続追行主体を広げていくべきとの観点も考えられる一方、制度の濫用の防止を図るべきとの観点も考えられる。

(5) 以上を踏まえると、手続追行主体については、

- ・ 訴訟物
- ・ 一連の手続において担うべき役割
- ・ 制度の実効性
- ・ 濫用の防止

といった観点を踏まえながら、多数の消費者の利益の擁護を図るため、共通争点を確認するという役割を果たすにふさわしい存在とすべきと考えられる。

なお、手続追行主体について、一定の要件を満たすことを必要とした場

合には、誰が、どのように、どういう基準で判断することとするか、についても合わせて検討する必要があると考えられる。

これらについてどのように考えるか。

(参考1) 当事者適格について

○意義

訴訟物たる権利関係について、本案判決を求め、または求められる訴訟手続上の地位を当事者適格という。

○当事者適格の判断基準（伊藤真『民事訴訟法[第3版4訂版]154頁』より）

訴えは、原告が被告を相手方とする請求を定立し、裁判所に対して本案判決を求めるものである。本案判決の確定によって、当事者間において訴訟物たる権利関係の存否が確定され、また、執行力や形成力などの効力が発生する。したがって、訴権の行使は、訴訟物たる権利を実体法上処分するのと類似の効果をもつ。それを前提とすると、訴訟物たる権利関係の主体に当事者適格を認めることが原則になる。

ただし、これについてはいくつかの例外が認められる。第1は、権利主体の意思または法律の規定などによって、特別に第三者が権利関係について管理権を認められ、それにもとづいて当事者適格が与えられる場合である。訴訟担当がこれに当たる。

第2は、他人間の権利関係の確認の訴えにみられるように、訴訟物たる権利関係の主体でない当事者が、その権利関係の確認について独自の法律上の利益をもつ場合である。

(参考2) 適格消費者団体について

○「消費者団体訴訟制度の在り方について」(平成17年6月23日、国民生活審議会消費者政策部会消費者団体訴訟制度検討委員会)

第2 消費者団体訴訟制度の在り方

3. 適格消費者団体の要件の在り方

(1) 基本的考え方

消費者団体訴訟制度が、消費者全体の利益を擁護するため、一定の消費者団体(適格消費者団体)に対し差止請求権を認める制度であることを踏まえると、適格消費者団体の要件は、以下の3つの観点を基本とすべきである。

ア. 消費者全体の利益を代表して消費者のために差止請求権を行使できるかどうか (消費者利益代表性)

イ. 差止請求権を行使し得る基盤を有しているかどうか (訴権行使基盤)

ウ. 不当な目的で訴えを提起するおそれはないか (弊害排除)

具体的な適格要件の設定にあたっては、適格消費者団体の行使する差止請求権が、社会的にも経済的にも大きな影響を与え得るものであることを踏まえ、明確かつ適切な基準とする必要がある。

(2) 適格要件の具体的な在り方

- ①法人格
- ②団体の目的
- ③活動実績
- ④団体の規模
- ⑤事業者等からの独立性
- ⑥組織運営体制、人的基盤、財政基盤
- ⑦反社会的存在等の排除

「(1) 基本的考え方」で示された3つの観点と「(2) 適格要件の具体的な在り方」との関係は、以下のように整理される。

- ・消費者利益代表性 ⇒ 団体の目的、活動実績、団体の規模、事業者等からの独立性
- ・訴権行使基盤 ⇒ 法人格、組織運営体制、人的基盤、財政基盤
- ・弊害排除 ⇒ 反社会的存在等の排除

(3) 適格要件への適合性判断の在り方

消費者団体が適格要件を満たしているかどうかの判断については、あらかじめ行政が団体の適格要件への適合性を判断する方法と、団体が個別に提起した訴えごとに裁判所が当該団体の適格要件への適合性を判断する方法

が考えられる。

前者の方法については、どの消費者団体が適格消費者団体であるかが消費者・事業者双方にとって明確となり、訴訟前交渉の促進、不適切な団体による不当な要求の防止等を通じて、消費者団体訴訟制度の効果的・効率的な運営に資すると考えられる。

一方、後者の方法については、訴え提起時点では制限がないことから、事業者の不当な行為の発生後、より迅速に訴えを提起することが可能になるといったメリットも考えられるが、前者の方法と比べ、制度の安定性や信頼性の確保の面で問題があると考えられる（注）。

以上を踏まえると、行政があらかじめ適格要件への適合性を公正かつ透明な手続の下に判断すべきである。

（注）例えば、個別の訴えごとに適格要件の適合性が争われる可能性があるほか、不適切な団体を排除することや訴訟前の交渉を促すことが困難となることが考えられる。

○適格消費者団体の認定要件（消費者契約法第13条第3項から第5項まで）

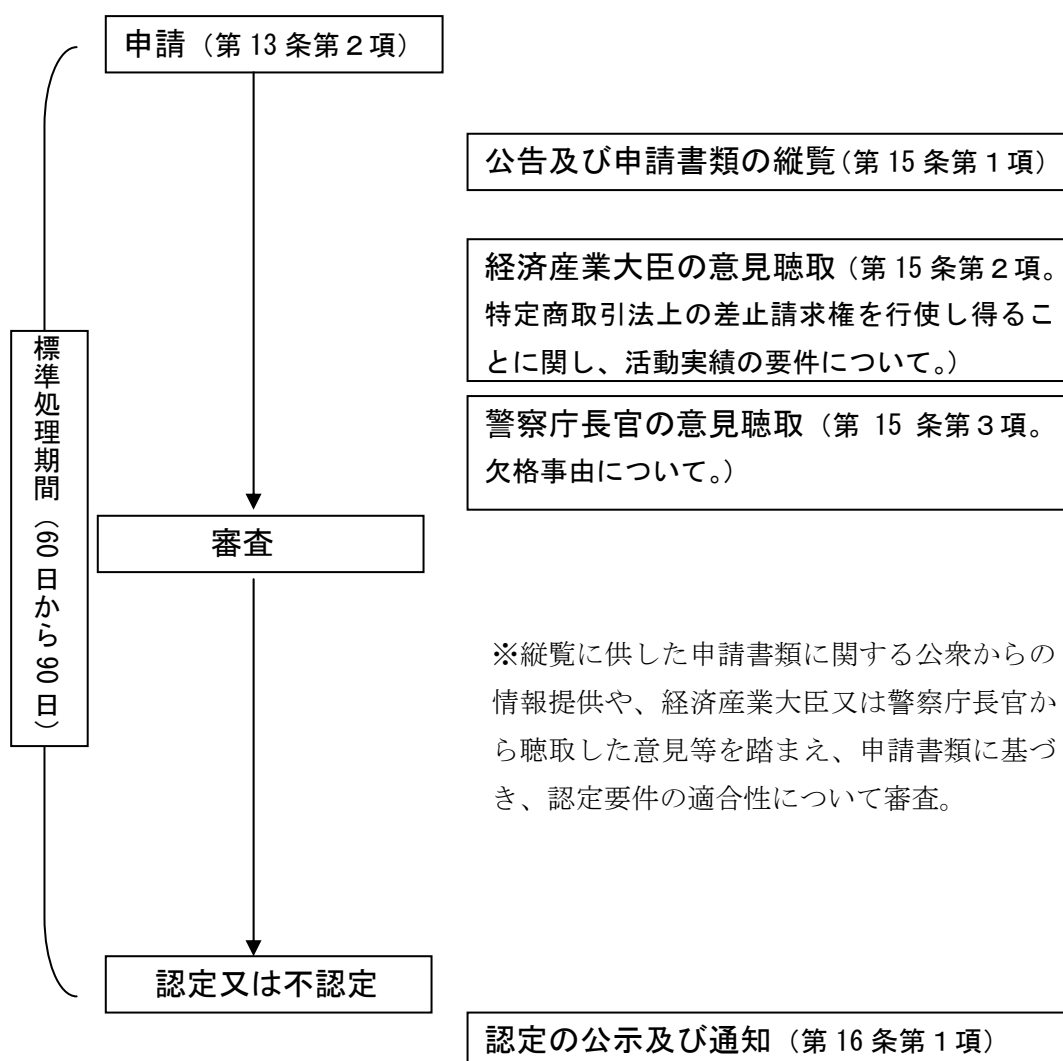
- ・ 特定非営利活動法人又は一般社団法人若しくは一般財団法人であること。
- ・ 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を行うことを主たる目的とし、現にその活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることと認められること。
- ・ 体制及び業務規程が適切に整備されていること。
- ・ 理事会が置かれておりその議決方法が適切であること、理事の事業者からの独立性が確保されていること。
- ・ 人的体制に照らして差止請求関係業務を適正に遂行することができる専門的な知識経験を有すると認められること。
- ・ 差止請求関係業務を適正に遂行するに足る経理的基礎を有すること。
- ・ 差止請求関係業務以外の業務を行うことによって差止請求関係業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないこと。
- ・ 欠格事由（消費者の利益の擁護に関する法律等に違反して罰金の刑に処せられた等の日から3年を経過しない、暴力団員等の支配下にある、政治団体である等）がないこと。

○適格消費者団体の認定の申請書類（消費者契約法第14条第1項及び第2項）

- ・ 申請書
- ・ 定款

- ・ 不特定かつ多数の消費者の利益の擁護を図るための活動を相当期間にわたり継続して適正に行っていることを証する書類
- ・ 業務計画書
- ・ 体制が整備されていることを証する書類
- ・ 業務規程
- ・ 役員、職員及び専門委員に関する書類
- ・ 社員数等に関する書類
- ・ 財産目録、貸借対照表、収支計算書その他の経理的基礎を有することを証する書類
- ・ 欠格事由に該当しないことを誓約する書面
- ・ 差止請求関係業務以外の業務に関する書類
- ・ その他内閣府令で定める書類（申請者の登記事項証明書、役員及び専門委員に関する住民票の写し等）

○適格消費者団体の認定手続



3. 一段階目の判決の効力

(1) 一段階目の判決（共通争点に関する判決）の効力に関し、消費者被害の救済の実効性を図る観点からは、何らかの形で、一段階目の判決の結果を二段階目の手続で消費者側が活用することができることとする必要があると考えられる。

これに関し、

- ・ 一段階目の判決の効力は、手続追行主体と相手方との間において生ずる（相対的効力。参考3）という原則を踏まえつつ、二段階目の手続において、手続に加入した消費者が有利に活用することができることとする考え方（A案）。
- ・ 一段階目の判決の効力は、手続追行主体と相手方との間において生ずるほか、有利・不利を問わず対象消費者に及ぶこととし、当該判決の効力が及ぶことを避けるためには、対象消費者は、当該手続から除外されなければならないこととする考え方（B案）。

がある。

(2) 具体例

学納金返還請求訴訟の場合において、集合訴訟において、不返還特約が消費者契約法第9条第1号により無効であることの確認を求め、「3月31日までに解除した場合は授業料等に関する不返還特約は消費者契約法第9条第1号に反し無効である。4月1日以降に解除した場合に関する部分、入学金に関する部分は請求棄却」との判決があり確定した場合について考えると、

・ A案による場合

3月31日までに解除した者は、二段階目の手続で授業料等の返還を求められるが、4月1日以降に解除した者は、二段階目で授業料等の返還を求めることはできない。また、二段階目で入学金について返還を求めるとはできない。

もともと、4月1日以降に解除した者が、別訴において授業料等の返還請求をした場合には、独自の主張・立証をして裁判所の判断を求めることができる。入学金について返還請求を求め別訴を起こした場合も同様である。

・ B案による場合

あらかじめ集合訴訟において除外の申出をしていない場合には、集合訴訟の判決の効力を受けるので、3月31日までに解除した者は、二段階目の手続で授業料等の返還を求められるが、4月1日以降に解除した者は、二段階目で授業料等の返還を求めるとはできない。また、二段階目で

入学金について返還を求めることはできない。あらかじめ集合訴訟において除外の申出をしていた者については、二段階目の手続に加わることができない。

4月1日以降に解除した者が別訴において授業料等の返還請求をした場合に、あらかじめ集合訴訟において除外の申出をしていない場合には、集合訴訟の判決の効力を受けるので、原則として請求が棄却されることになる。集合訴訟において除外の申出をしていた場合には、集合訴訟の判決の効力を受けないから、独自に主張立証して裁判所の判断を求めることができる。入学金について返還請求を求める別訴を起した場合も同様である。

(3) 上記のA案のような考え方に立った場合、二段階目の手続に加入した消費者が有利に活用することができることの正当化根拠が問題となる。

これに関しては、

- ・ 一段階目の手続において、相手方は、共通争点に関し、手続追行主体との間で、紛争全体を見越した上で、攻撃防御（主張・立証）を尽くすことができた以上、二段階目の手続に加入した消費者との関係でも、一段階目の判決の結果に従わなければならないこととしても、不当とはいえないのではないか。
- ・ 一段階目の手続において共通争点に関し一定の判断がされた以上、それを前提に二段階目の手続に加入した消費者の請求の当否について判断することとしなければ、一段階目の判決をした意味が失われるのではないか。

といった観点から根拠付けることが考えられる。

また、他の手続追行主体が、何度でも同一の事案に関し共通争点の確認を求める訴えを提起することができることとすると、被告の応訴の負担が大きいことなどから、同一の事案に関する共通争点の確認を求める訴えの提起については、適切に制限するなどの手当てを講ずることが考えられる（参考4、5）。

以上について、どのように考えるか。

(4) 上記のB案のような考え方に立った場合、一段階目の判決が不利にも及ぶ対象消費者の手続上の利益の擁護をどのように図るか問題となる。

これに関しては、

- ・ 一段階目の手続追行主体が、対象消費者の利益を擁護するため適切に訴訟追行をすることが期待できること

- 当該訴訟手続について対象消費者に通知又は公告をし、対象消費者が当該訴訟手続に参加し又は当該訴訟手続から除外をする等のことができるための機会を確保すること
- 訴訟追行の過程において、対象消費者の利益を適切に代表する実質的な審理が確保されていること

といった観点から検討することが考えられるところ（参考6）、これらの論点は、手続追行主体の在り方など、手続の枠組みに関する論点を検討していく中で合わせて検討していくこととしてはどうか。

(参考3) 判決の効力について

○自縛力又は自己拘束力（伊藤真『民事訴訟法[第3版4訂版]』461頁より）

判決は、口頭弁論において当事者から提出された裁判資料にもとづいて裁判所が事実上および法律上の判断をなし、正規の手續にしたがって言い渡され、その効力を生じるものであり、したがって、いったん言い渡された以上、理由なく取り消され、または変更されるべきものではない。これを判決の自縛力または自己拘束力と呼ぶ。

○既判力（伊藤真『民事訴訟法[第3版4訂版]』472頁より）

民事上の紛争は、訴訟物たる私人間の権利関係の存否および内容にかかわるものである。したがって、その解決を目的とする終局判決が確定した場合には、判決の形式が給付判決であれ、確認判決であれ、または形成判決であれ、もはや両当事者が終局判決中の訴訟物に関する判断を争うことは許されず、他の裁判所もその判断に拘束されなければならない。訴訟物に関する確定判決中のこのような通用力または拘束力を既判力と呼ぶ。

○既判力の主観的範囲（伊藤真『民事訴訟法[第3版4訂版]』499頁より）

確定判決の既判力は、訴訟物についての受訴裁判所の判断にもとづくものである。したがって、判決の基礎資料、すなわち訴訟資料および証拠資料を提出する機会を与えられた当事者のみとその判断に拘束され、また執行力など確定判決の他の効力に服することが原則である。しかし、既判力の主観的範囲を当事者のみに限定すると、判決の紛争解決機能は、極めて狭い範囲に限定される。たとえば、口頭弁論終結後に訴訟の目的物を譲り受けた者については、その者のために、またはその者に対して判決効が及ばないとすれば、裁判所は、それらの承継人を当事者とする後訴においても、前訴の訴訟物またはそれと関連する権利関係について再び本案の審判をなすことを要求される。

そこで立法者は、このような場合における当事者間の公平を考慮して、承継人に対して判決の効力が及ぶことを規定する（115 I ③）。さらに手續保障の必要が存在しない請求の目的物の所持者（115 I ④）についても、当事者に対する判決効が拡張される。この種の第三者は、独自の手續追行を保障することを要しない者とも呼ばれる。加えて、訴訟担当者が当事者となっている判決も、権利関係の帰属主体たる被担当者に対して実質的な手續保障が与えられているという理由から、被担当者のために、また被担当者に対してその効力が拡張される（115 I ②）。これは、代替的手續保障がある場合とも呼ばれる。それ以外の場合にも、特に人事法律関係や団体法律関係については、

法律関係の安定の要請にもとづいて判決効拡張の特別規定がおかれていることが多い。また、明文の規定がない場合においても、当事者との間に実体法上の一定の関係が存在する第三者については、判決効の拡張が議論される。

○民事訴訟法（平成八年六月二十六日法律第九号）

（確定判決等の効力が及ぶ者の範囲）

第一百五十五条 確定判決は、次に掲げる者に対してその効力を有する。

- 一 当事者
- 二 当事者が他人のために原告又は被告となった場合のその他人
- 三 前二号に掲げる者の口頭弁論終結後の承継人
- 四 前三号に掲げる者のために請求の目的物を所持する者

2 （略）

○人事訴訟法（平成十五年七月十六日法律第九号）

（確定判決の効力が及ぶ者の範囲）

第二十四条 人事訴訟の確定判決は、民事訴訟法第一百五十五条第一項の規定にかかわらず、第三者に対してもその効力を有する。

2 （略）

○会社法（平成十七年七月二十六日法律第八十六号）

（認容判決の効力が及ぶ者の範囲）

第八百三十八条 会社の組織に関する訴えに係る請求を認容する確定判決は、第三者に対してもその効力を有する。

(参考4) 同一事案に関する差止請求の制限について

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

（差止請求の制限）

第十二条の二 前条、不当景品類及び不当表示防止法（昭和三十七年法律第百三十四号）第十条又は特定商取引に関する法律（昭和五十一年法律第五十七号）第五十八条の四から第五十八条の九までの規定による請求（以下「差止請求」という。）は、次に掲げる場合には、することができない。

一 （略）

二 他の適格消費者団体を当事者とする差止請求に係る訴訟等（訴訟並びに和解の申立てに係る手続、調停及び仲裁をいう。以下同じ。）につき既に確定判決等（確定判決及びこれと同一の効力を有するものをいい、次のイからハまでに掲げるものを除く。以下同じ。）が存する場合において、請求の内容及び相手方が同一である場合。ただし、当該他の適格消費者団体について、当該確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、次条第一項の認定が第三十四条第一項第四号に掲げる事由により取り消され、又は同条第三項の規定により同号に掲げる事由があった旨の認定がされたときは、この限りでない。

イ 訴えを却下した確定判決

ロ 前号に掲げる場合に該当することのみを理由として差止請求を棄却した確定判決及び仲裁判断

ハ 差止請求をする権利（以下「差止請求権」という。）の不存在又は差止請求権に係る債務の不存在の確認の請求（第二十四条において「差止請求権不存在等確認請求」という。）を棄却した確定判決及びこれと同一の効力を有するもの

2 前項第二号本文の規定は、当該確定判決に係る訴訟の口頭弁論の終結後又は当該確定判決と同一の効力を有するものの成立後に生じた事由に基づいて同号本文に掲げる場合の当該差止請求をするを妨げない。

○規定の趣旨（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』271頁）

（2）第1項第2号

次に、本制度において複数の適格消費者団体が実体権としての差止請求権を有するものとした場合、仮にその請求権の行使に何らの制約も設けないとすると、同一事業者等に対する同一内容の請求に係る訴えが判決の確定後も繰り返し無制限に提起され、矛盾判決が併存するとともに、相手方が過大な応訴の負担を負い訴訟経済に反する等の弊害を生ずることとなるため、このような弊害を除去するための仕組みを整備することが制度設計における必要不可欠の要請となる。

そこで、本制度における差止請求権自体の付与の在り方として、内閣総理大臣による適格性の認定を受けたある適格消費者団体により差止請求権が訴訟等（訴訟のほか、和解の申立ての手續および仲裁・調停を含む。以下同じ。）において行使され、当該訴訟等につき既に確定判決等（確定判決のほか、裁判上の和解、請求の認諾・放棄、調停合意、仲裁判断など確定判決と同一の効力を有するものを含む。）が存する場合には、上記の制度的な要請にかんがみ、他の適格消費者団体は同一の相手方に対する同一内容の請求について差止請求権を行使することができないものとする必要があるため、そのような確定判決等の存在を差止請求権の権利行使阻止事由として規定することとしている（これは既判力の拡張とは異なり、上記の弊害を除去する観点から政策的に規定した実体権自体の制限であり、（ア）訴訟外の後続の請求も制限され、（イ）同一の相手方に対する同一内容の請求である限り、前訴の判決確定後に後訴が提起された場合のみならず、同時提訴に係る複数の訴えのうち一の訴えにつき判決が確定した場合も、同様の結論となり、いずれも後続の訴えに係る請求は棄却されることとなる。）。

○「請求の内容及び相手方が同一である場合」について（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』272頁）

「請求の内容が同一である場合」とは、民事訴訟法上の訴訟物たる差止請求権の同一性から当事者である適格消費者団体の同一性を捨象したものをいい（注1）（注2）、各請求の間に、（ア）社会的事実関係の同一性と（イ）差止請求の根拠となる該当法規（消費者契約法等の条項号）の同一性が認められる場合をいう。

社会的事実関係の同一性については、当該消費者契約の種類・内容、勧誘の文言・態様、契約条項の内容・文言など、各請求の対象行為の諸要素を総合的に考慮したうえで、個々の事案に応じて個別具体的に判断されるべきものと考えられる。

なお、同種被害の拡散防止の観点から不特定かつ多数の消費者に対する不当な行為を対象とする差止請求である以上、契約の種類・内容や行為の文言態様等に同一性が認められる限り、時間的・場所的には相応の幅のある範囲で請求内容の同一性が認められうるものと考えられる。

（注1）本制度における訴訟物については、上記のような社会的事実関係の同一性を前提として、実体権の発生原因ごとに訴訟物が存在するものであり、例えば、同一の勧誘行為について、不実告知（法第4条第1項第1号）の差止請求権と断定的判断の提供（同項第2号）の差止請求権とが併存しうるものと考えられる。

（注2）消費者契約法上の差止請求権、特商法上の差止請求権、景表法上の差止請求権

についても、併存しうるものと考えられる。例えば、消費者契約法上の不実告知に基づく差止請求と特商法上の不実告知に基づく差止請求とは、差止請求の根拠となる該当法規が異なる以上、「請求の内容が同一」であるとはいえない。

(参考5) 不適切な訴訟等の追行を行ったと認められる場合における適格消費者団体の認定の取消しについて

○消費者契約法（平成十二年五月十二日法律第六十一号）

（認定の取消し等）

第三十四条 内閣総理大臣は、適格消費者団体について、次のいずれかに掲げる事由があるときは、第十三条第一項の認定を取り消すことができる。

一～三 （略）

四 第十二条の二第一項第二号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解としたとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき。

五～七 （略）

2 適格消費者団体が、第二十三条第四項の規定に違反して同項の通知又は報告をしないで、差止請求に関し、同項第十号に規定する行為をしたときは、内閣総理大臣は、当該適格消費者団体について前項第四号に掲げる事由があるものとみなすことができる。

3・4 （略）

○規定の趣旨（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』398頁）

適格消費者団体による差止請求権の行使は、あくまでも不特定かつ多数の消費者の利益の擁護のためにされるべきものである。これに反する形で差止請求権が行使され確定判決およびこれと同一の効力を有するものが存するに至った場合、他の適格消費者団体による同一の相手方に対する同一の請求内容に係る差止請求権の行使は制約されることになるが（法第12条の2第1項第2号本文）、当該適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄または不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるときは、当該適格消費者団体は不特定かつ多数の消費者の利益を代表して差止請求権を行使するに相応しくない存在といえるから、認定の取消事由とする（第4号）とともに、認定が取り消された場合には例外的に他の適格消費者団体による差止請求権の行使を制約しないこととしている（第12条の2第1項第2号ただし書）。

○「第12条の2第1項第2号本文の確定判決等に係る訴訟等の手続に関し、当該訴訟等の当事者である適格消費者団体が、差止請求に係る相手方と通謀して請求の放棄又は不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解をし

たとき、その他不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行を行ったと認められるとき」について（消費者庁企画課編『逐条解説消費者契約法[第2版]』400頁）

まず、「不特定かつ多数の消費者の利益を害する内容の和解」とは、適格消費者団体が差止請求に係る相手方と通謀し、不特定かつ多数の消費者の利益の観点からは本来譲歩すべきでない重要な事項であることが関係証拠等により明らかであるにもかかわらず敢えて一方的に譲歩して和解をした場合や、差止請求に係る相手方との通謀はなくても、本来譲歩すべきでない重要な事項であることを関係証拠により認識しながら敢えて一方的に譲歩して和解をした場合をいい、例えば、ある勧誘行為または契約条項について、差止請求に係る相手方から見返りとなる譲歩が得られないにもかかわらず、敢えて消費者契約法上明らかに不当な勧誘行為または契約条項に該当するものに変更する内容の和解等が該当する。

また、「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」とは、差止請求に係る相手方と通謀し、またはそうでなくても不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行であることを認識しながら敢えて消費者に不利な訴えの提起、陳述、証拠の提出等の訴訟等の追行をした場合をいい、例えば、次のような場合が該当する。なお、適格消費者団体が差止請求をし、真摯な訴訟等の追行の結果、敗訴するなどしたとしても、上記のような「不特定かつ多数の消費者の利益に著しく反する訴訟等の追行」に該当するものではない。

- i 重要な争点について、消費者に不利な虚偽の陳述をすること。
- ii 差止請求に係る訴訟の口頭弁論期日に故意に欠席を繰り返して当該訴訟を終結させること。
- iii 消費者に不利な証拠を新たに作出したり、消費者に明らかに有利で重要な証拠を改ざんして不利な証拠として提出すること。
- iv 重要な争点について、証人に対し、虚偽の証言をさせること。
- v 適格消費者団体に対する差止請求権不存在確認請求の訴えにおいて、相手方と通謀して請求原因事実を認める旨の答弁書を提出して欠席すること。
- vi 当該差止請求権を根拠付ける重要な事実関係を仮装して差止請求に係る訴えを提起すること。

(参考6) クラス・アクションの法理について (新堂幸司『新民事訴訟法[第4版]』288頁より)

1966年の改正は、代表者の敗訴判決も訴訟に登場しないクラスのメンバーを拘束するとすることによって、代表者との訴訟によってクラス全員との紛争を実質上一挙に解決できる方式を完成させたものであるが(中略)、そこでは、このように訴訟に登場しない者の利益の保護、とくに、これらの者のデュー・プロセスの保障をいかに確保するかが、最大の難問であった。そして、被代表者たるメンバーの保護の手段として規則が採用したものは、ちょうど本文にかかげた各種の方式であった。これを要約すれば、代表者が共通の争点につき十分な訴訟追行を期待できる程度に利害関係をもち、かつそれに相応しい能力を有して、公平適切にメンバーの利益を代表できる者であること、訴訟の通知をメンバーに徹底させて、メンバーが訴訟参加する道を確保するとともに、メンバーがその代表者による訴訟を欲しないならば判決の効力を受けるクラスから自分を除外する自由を十分に保障するようにすることを要求し、かつ、これらの要件が十分に満たさせるように、裁判所はクラスのサイズを随時調整するという思考で組み立てられ、さらに、クラス・アクションにおける和解・訴えの取下げなどは裁判所の許可にかからせるなど、裁判所の後見的役割を大幅に要求している。